

平成29年度未達成項目の平成30年度取組みについて

【資料3】

①-9	小型船舶の保管場所の確保	【海上対策】
【平成29年度見解】 小型船舶の保管場所については、この間、新たな保管場所を模索してきたが、確保は非常に困難な状況である。 本項目の課題は、津波来襲時の小型船の港内流出が問題であるため、係留強化等啓発を図っていくことにより、小型船流出被害は軽減されるものとする。		
【平成30年度取組】 係留強化啓発のため、物揚場の小型船係留箇所に貼り紙を実施した。(参考資料1) 今後も引き続き貼り紙等による啓発を行うとともに、啓発の効果を確認し、必要に応じて所有者と交渉等にあたっていく。		
【実施主体:大阪市港湾局 海務課(海務)】		
①-10	コンテナ流出防止対策の実施	【啓発】
【平成29年度見解】 大阪市港湾局では、パンフレットや、HPなどにより港湾事業者へ啓発を行ってきた。 津波は発災予測が困難なため、日常的な対応はコストの問題などから、実施には至っていない。 ただし、既存の津波条件において、夢洲のコンテナターミナルでは、コンテナの蔵置位置まで津波は浸水しないため、コンテナ流出はないと考える。 一方、浸水の可能性があるコンテナターミナルにおいても、前面(海側)には、重量の重い実入りコンテナが蔵置されることなどから、コンテナ流出の可能性は低いと考えられる。 今後、引き続き、関係機関へ固縛等の流出防止対策について協力要請をしていく。		
【平成30年度取組】 昨年度の台風21号では、空コンテナの流出が発生したことから、台風24号の前にはコンテナや貨物の固縛を厳重に行うなど、二次被害の拡大防止に努めていただくよう施設利用者の方をお願いをした。 台風対策については、リードタイムがあることから、事前対策により大幅な被害軽減が図れるが、地震・津波対策については、発災後の対応が困難なため、日常からの対応が必要となる。引き続き、関係団体や港運会社に対して、固縛等による流出防止対策について協力要請をしていくとともに、新たな対策についての検討を行う。		
【実施主体:大阪市港湾局 海務課(防災保安)、企業(港運会社)】		

②-32	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	【復旧】
⑤-6	【平成29年度見解】 被災後の散乱物品の撤去・回収作業に関するマニュアルの骨子を作成した。 今後、関係機関との調整により、災害時に有効なマニュアルを整備し、関係者で共有していくものとする。	
	【平成30年度取組】 昨年、作成した骨子案について、作業フロー等再度見直しを図り、マニュアルを作成した。(参考資料2) 今後関係者に周知を図るとともに、必要に応じて適宜見直していくものとする。 また、台風21号の対応では、岸壁に漂着したごみ等は大阪市で回収作業等を実施し、岸壁上の散乱貨物等の所有者等が判明しているものについては、施設使用者で処理を行った。	
	【実施主体:大阪市港湾局 海務課(海務)】	

③-3	港外避難に有利な着岸形式の検討	【海上対策】
	【平成29年度見解】 船舶の形状や積荷の状況等から着岸形式が決定するものや、接岸時のタグ配船によるコストの問題点などから多くの船舶が入船形式となっている。 現在、入船形式による着岸が多数となっているが、船舶避難マニュアルによる周知やポートラジオ等によるいち早い情報提供などにより、迅速な離岸対応を促すこととしている。 また、災害時における民間の引船協力要請の協定を締結しており、これに伴う連絡体制の構築などを行うことにより、すみやかな港外避難を支援する体制を整えるとともに、出船形式の着岸について、引続き関係機関へ協力を要請していく。	
	【平成30年度取組】 ポートラジオによるすみやかな情報提供などが行えるよう、地震津波発生を想定した官民合同の訓練を行った。 出船形式の着岸は「すみやかな離岸」を目的とするものであり、これを補完するためには、離岸操船を支援する引船の早期配船が重要であることから、今回の訓練では、地震発生と同時にタグセンターから引船の在港情報をポートラジオに伝える体制等をとることを盛り込んだものとした。	
	【実施主体:大阪市港湾局 海務課(海務)】	